

商品名		○日本海しんきん住宅ローン「住まいる いちばんネクストV」 全国保証(株)保証付				
保証会社		全国保証株式会社				
ご利用いただける方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・お申込・お借入時の年齢が満20歳以上満65歳未満の個人(個人事業主含む)の方で最終ご返済時年齢が80歳未満の方。</li> <li>・安定継続した収入(前年度税込収入)が100万円以上の方</li> <li>・勤続年数は1年以上ですが、雇用形態等に応じて異なります</li> <li>・全国保証(株)の保証を受けられる方</li> <li>・当金庫の会員になっていただける方</li> </ul> (1) 当金庫の地区内に住所または居住を有する方 (2) 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方				
お使いみち		① 土地および住宅購入資金(中古住宅を含みます) ② 住宅新築資金・増改築・リフォーム資金 ③ 住宅用発電設備資金、省エネ設備資金 ④ 住宅ローン借換資金(土地のみの借換は不可) ⑤ 上記のかかる諸費用等 ※定期借地権物件、セカンドハウスに係る資金は対象外とします。				
ご融資金額		100万円以上1億円以内(1万円単位) ただし、以下の条件を全て満たすものとします。 (1) 全国保証(株)で定める担保評価額の200%以内であること (2) 「お使いみち」に該当する総額の範囲内であること (3) 全国保証(株)の保証付融資の累積保証金額が1億円以内であること				
対象物件	土地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則60㎡以上</li> </ul> ※借地の場合は普通借地であること(A、Bコースは借地については対象外)				
	建物	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
		専用住宅に限定	事業併用住宅も可能(居住部分が1/2以上であることが条件)			
収入合算	1/2 収入合算	対象外	「年収倍率6倍基準」は対象外	合算者の1/2を限度に合算可能(1名限り)		
			次の①～③の全てに該当する方のうち1名限り(借入者または合算者いずれか低い所得の1/2を限度に合算可能) ① 満20歳以上65歳未満 ② 借入者と同条件を満たす方 ③ 同居する配偶者および親・子 ※所得合算者は連帯保証人又は連帯債務者とします。			
	借換の全額 収入合算	対象外	原則 対象外	対 象		
ご融資期間		原則2年以上35年以内 ※特例：最長50年以内(種別・コース・年収倍率により最長期間に制約あり)				
ご融資利率		<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利選択型または変動金利のいずれかを選択していただきます。</li> <li>固定金利選択型(3年、5年、10年固定)の場合…当金庫所定の金利となります。</li> <li>※固定金利選択型について借入当初の金利が適用されるのは選択した固定金利期間に限ります。当初固定金利期間満了後は、その時点で店頭表示する通常金利が適用されます。</li> <li>変動金利選択の場合…当金庫の住宅ローンプライムレートを基準に変動します。</li> </ul>				

商品名 ○日本海しんきん住宅ローン「住まいる いちばんネクストV」 全国保証(株)保証付						
返済負担比率	・本件借入およびその他のすべての借入にかかる年間元利金返済額の合計が次の割合の範囲内であること。					
		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
	400万円未満	40%以内	30%以内			35%以内
400万円以上	35%以内			40%以内		
ご返済方法	元利均等分割返済 または 元金均等分割返済 ※貸付金額の50%を限度として、6ヶ月ごとの増額返済併用も可能です。					
担保	ご融資の対象となる物件に、当金庫が第一順位の抵当権を設定させていただきます。					
保証人	原則不要（ただし、全国保証(株)の保証となります。） ※但し、所得合算者は、連帯保証人または連帯債務者となります。					
親子リレーローン	債務者(親)：満65歳未満 承継者(子)：満20歳以上50歳未満で、承継者(子)の最終返済時年齢が満80歳未満の方 ※承継者を連帯債務者とします。 ※両者が債務額の50%ずつ団信に加入するものとします。					
火災保険	建物の時価評価額以上の火災保険を付保していただき、その火災保険に質権を設定させていただく場合があります。					
保証料（一括支払）	・保証料の目安：融資金額100万円・貸付期間35年・元利均等返済の場合					
		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
	通常	9,976円	17,102円	21,378円	29,929円	42,756円
超過	42,756円	64,134円	64,134円 借換等を含む場合	149,648円	192,404円	
保証条件・内容により保証料が異なります。 ※ご融資時に保証会社に対して一括してお支払いいただきます。						
手数料 (消費税込)	・住宅ローン取扱事務手数料					
	全国保証(株)手数料			55,000円		
	当金庫事務手数料			55,000円		
	・条件変更等手数料					
	全額繰上返済時		手数料			
	全額繰上返済額が当初融資額の	50%以上		33,000円		
		30%以上50%未満		22,000円		
		10%以上30%未満		11,000円		
		10%未満		無料		
	全額繰上返済〔固定金利(段階金利含む)、固定変動選択型で固定金利の更新時期を迎えないもの〕					
全額繰上返済額が当初融資額の	50%以上		融資残高の2%+消費税			
	30%以上50%未満		融資残高の1%+消費税			
	10%以上30%未満		11,000円			
	10%未満		無料			
一部繰上返済時		手数料				
一部繰上返済額が当初融資額の	50%以上		22,000円			
	30%以上50%未満		11,000円			
	30%未満		5,500円			
返済条件変更時		5,500円				
金利情報の入手方法	店頭窓口までお問い合わせください。					
返済額の試算	店頭にお申し出いただければ返済額を試算いたします。					

商品名	○日本海しんきん住宅ローン「住まいる いちばんネクストV」 全国保証(株)保証付
団体信用生命保険	<p>当金庫の指定する団体信用生命保険にご加入いただきます。</p> <p>「一般団信」、「がん保障特約付団信」、「三大疾病保障特約付団信」から選べます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「一般団信」保険料は当金庫が負担します。</li><li>・「がん保障特約付団信」にご加入の方は、ご融資利率に年0.10%上乗せ、「三大疾病保障特約付団信」にご加入の方は、年0.15%上乗せとなります。</li></ul>

商品名

○日本海しんきん住宅ローン「住まいる いちばんネクストV」 全国保証(株)保証付

苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9時～17時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。

\* お客様の個人情報や苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

苦情処理措置・  
紛争解決措置

	東京三弁護士会		
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

商品名	○日本海しんきん住宅ローン「住まいる いちばんネクストV」 全国保証(株)保証付
	<p>東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。</p> <p>なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<a href="https://nihonkaishinkin.co.jp/">https://nihonkaishinkin.co.jp/</a>)をご覧ください。</p> <p>(1) 現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2) 移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>

## 日本海信用金庫